

## 第 1 5 回生駒市情報公開及び個人情報保護運営審議会会議録

日 時 平成 1 7 年 6 月 3 0 日 ( 木 ) 午後 2 時 ~ 午後 3 時 5 0 分

場 所 コミュニティセンター 2 0 3 ・ 2 0 4 会議室

出席者

委 員 下村敏博、風間規男、池田利雄、小林英子、津村貴一、中尾芳巳、  
西村清、前場トモ子、眞杉紀久代

実施機関職員 収税課長 杉田昭徳、同課庶務係長 奥谷規子、同課庶務係  
主査 坂田洋和、教育総務課長 中田好昭、同課学務係主査  
小林奈津子、児童福祉課長 池田勝彦、同課課長補佐 中田和  
也、情報政策課情報システム係長 久保悟史

事務局 企画財政部長 窪田勝博、文書課長 新谷厚、情報公開室長 堀本  
慎一、同室主査 眞銅美雪

配付資料

- 1 レジюме
- 2 諮問個第 1 4 ~ 1 6 号諮問書類一式
- 3 平成 1 5 年度市税徴収方法別収入調べ
- 4 平成 1 6 年度生駒市情報公開・個人情報保護制度運用状況報告書
- 5 生駒市情報公開及び個人情報保護運営審議会委員名簿

議 題 ( 事務の都合上、諮問個第 1 5 ・ 1 6 号を先に審議した。 )

- 1 諮問個第 1 5 ・ 1 6 号 独立行政法人日本スポーツ振興センター ( 以下  
「センター」という。 ) の災害共済給付金請求に係る事務の電算化により、  
その災害共済給付金請求書等のデータを送受信するために、実施機関 ( 生  
駒市長及び生駒市教育委員会 ) の個人情報を処理する電子計算機とセンタ  
ーが管理する電子計算機とを結合することについて

2 諮問個第14号 市税の収納事務に係る口座振替データ(以下「データ」という。)の運用に当たり、実施機関(生駒市長)の個人情報処理する電子計算機と日本郵政公社及び指定金融機関である南都銀行(以下「金融機関等」という。)の管理する電子計算機とを結合することについて

### 3 その他

## 審議内容

### 1 諮問個第15・16号について

#### [結論]

災害給付オンライン請求システム(以下「システム」という。)の運用に当たっては、セキュリティ対策、特にパスワードの厳重な管理に留意する旨を申し添えて、適当なものと認める。

答申の詳細については、会長と副会長に一任する。

#### [審議経緯]

#### (1) 事務局概要説明

事務局から、今回は二つの実施機関から同一内容の諮問があったため、一括して審議する旨の説明と、諮問内容についての概要説明があった。

#### (2) 実施機関説明

本件の所管課は、児童福祉課と教育総務課であるが、災害共済給付制度の利用件数の多い教育総務課の職員から、詳細説明があった。

#### (3) 質疑

次のような質疑があった。

Q. 私立の保育園や学校ではどうなっているのか。

A. 公立については、設置者である市や教育委員会が、保育園、学校及び幼稚園からの申請を取りまとめて、センターに支払請求書を送付しているが、私立についてはそれぞれの保育園や学校から直接センター

に請求している。

Q . 学校等の管理下における児童生徒等の事故などが対象になるということだが、学校等から帰宅後の事故や学童保育所内での事故は対象になるのか。

A . 学校等の管理下とは、一般的には学校の敷地内になるため、帰宅後については対象にならないが、登下校時の通学路での事故は対象になる。また、学童保育所内で起こった事故については対象にならないが、学童保育所から帰宅途中の通学路での事故は対象になる。

Q . 年間の給付金請求件数は。

A . 平成 16 年度の実績では、幼稚園（園児数 1 , 6 2 7 人）では発生件数が 5 5 件、1 園当たり月平均 0 . 5 件、小学校（児童数 6 , 5 6 4 人）では発生件数 7 8 2 件、1 校当たり月平均 5 . 4 件、中学校（生徒数 2 , 8 5 8 人）では発生件数 5 1 3 件、1 校当たり月平均 5 . 3 件、保育園（園児数 1 , 1 7 5 人）では発生件数 1 5 件、1 園当たり月平均 0 . 3 件となっている。

Q . 「災害報告書」と「医療等の状況」の処理方法はこのシステムではどう変わるのか。

A . 「災害報告書」については、データの入力のみで書類は不要となるが、「医療等の状況」については、医療機関の証明書という面があるので、データの入力とともに従来どおり書類も設置者を通じてセンターに提出される。

Q . このシステムを利用することにより、申請から給付までの期間は短縮されるのか。

A . 申請は、毎月 10 日が締め切りとなっているため、現在は 10 日に着くように申請書類をセンターに郵送しているが、システムを利用す

ると10日までにデータを入力すれば良く、郵送に要していた期間が短縮される。また、設置者は支払通知書を月末にパソコンから確認できるようになる。

Q．学校等からも支払通知書を確認できるのか。

A．設置者からは確認できるが、学校からはできない。学校では、審査中か給付済みかという処理状況を確認できる。

Q．最終的には、全国的にこのシステムを利用することになるのか。

いつまでに利用を開始しなければならないという期限はあるのか。

A．特に期限はない。現在、全国的には、ほぼ5割がこのシステムを利用している。本市では、各学校・園にパソコンがあり利用できる環境が整っている。経費の削減、事務の迅速化といった点、また、リアルタイムで学校等から処理状況を把握でき、保護者からの問い合わせに対応しやすいといったメリットがあるので利用したい。

Q．システムの概要図を見ると、学校等からの入力と設置者からの入力の2種類があるが、どういうことか。

A．入力する内容が異なる。学校等では、「災害報告書」、「医療等の状況」に記載されている内容を入力する。設置者では、学校等から入力された内容を元に支払請求書を作成する。

Q．学校等で入力された内容がいったん設置者を經由するのであれば、学校等が直接センターと結合する必要はないのでは。

市と学校等は、ネットワークでつながっているので、それを利用して学校等から市にデータを送信し、市のみがセンターとオンライン結合するという方法はできないのか。システムの基本構成が学校から入力するという内容になっているのか。

A．システム自体がそういう内容になっている。また、パスワードは各

学校等固有のものなので、仮に幼稚園、小中学校の分を、教育委員会で一括して入力するとすると、29校園分のパスワードを管理し、毎月100件以上処理しなければならない。事務量のバランス上からもセキュリティの面からかどうかと思う。

Q．パスワードのセキュリティはどうなっているのか。

A．権限のある者だけがパスワードを知ることになり、厳重な管理を行うことになる。また、6カ月毎に強制的に更新されるとともに、パスワードの入力を5回間違えば、その日は入力ができないようになっている。

Q．学校等がこのシステムを利用して進捗状況を確認したとき、そのデータは各パソコン上で保存できないのか。

A．保存できない。

Q．PDF形式で出力できるということは、保存できるのではないか。

A．各パソコンに保存されたデータを出力するのではなく、センターのサーバのデータを出力することになるので、出力の際にもパスワードが必要となる。

Q．学校等で確認できる進捗状況というのは、審査中か決定済みかという項目だけなのか。それとも色々な入力項目も見られるのか。

A．入力項目も見られるが、入力後30日の間に審査・決定が行われ、決定後はデータが削除されるため、各学校等でその月に申請しているものだけが見られることになる。

Q．保険金の給付の流れはどうなるのか。

A．給付金はセンターからいったん市の寄託金会計へ振り込まれ、その後、市から保護者指定の口座へ振り込んでいる。このため、保護者の口座番号等の情報はセンターには提供されない。

#### ( 4 ) 審議

次のような意見があった。

少しでも処理が迅速化され、保険金の給付までの期間が短縮されれば、保護者の利益になるのではないか。

パスワードがセキュリティの重要な部分を占めており、パスワードさえ分かれば申請内容が見られるのではないか。

システムへのアクセスポイントが多いほどセキュリティが破られやすい。セキュリティの面からすると、結合箇所は設置者のみにした方が良いと思うが、システム構成が各学校等からの入力になってしまっているのでは、やむを得ない。

パスワードの管理を厳重にすべきである。

設置者やセンターの事務量は軽減されるが、学校等での事務量は増加するのではないか。

圧倒的にセンターの事務量の軽減になるのでは。

#### ( 5 ) 答申について

答申については、会長及び副会長に文言等の詳細を検討していただいた上で、各委員に送付する。

#### 2 諮問個第 1 4 号について

##### 〔 結論 〕

データの送受信に当たっては、セキュリティ対策に充分留意する旨を申し添えて、適当なものと認める。

答申の詳細については、会長と副会長に一任する。

##### 〔 審議経緯 〕

#### ( 1 ) 事務局概要説明

事務局から、諮問内容についての概要説明があった。

( 2 ) 実施機関説明

所管課である収税課の職員から、詳細説明があった。

( 3 ) 質疑

次のような質疑があった。

Q . 金融機関等はMOの取扱いをしていないとの説明があったが、どう  
いう理由なのか。

A . 金融機関等が利用しているのは、汎用機といわれる大型のコンピュ  
ータで、利用できる媒体が磁気テープとFDに限定されるためである。

Q . 平成18年から現行のシステムが移行するというのは。

A . 市の住民情報系システム機器が更新される。このため、現在利用し  
ている磁気テープが作成できなくなる。

Q . データの流れとして、現在は、市から指定金融機関である南都銀行  
にデータを渡し、南都銀行は銀行別に分割し、各銀行にデータを送信  
しているが、これは変更されるのか。

A . 変更されない。

( 4 ) 審議

次のような意見があった。

新しいシステムで磁気テープが作成できないのであれば、オンライ  
ン結合せざるを得ないのではないか。

( 5 ) 答申について

答申については、会長及び副会長に文言等の詳細を検討していただい  
た上で、各委員に送付する。

3 その他

事務局から、会議録については、「案」ができ次第各委員に送付するの  
で、確認いただきたい旨の依頼と、平成16年度の生駒市情報公開・個人

情報保護制度の運用状況報告書の概要説明があった。